

主体別の具体的な取組内容（職員編）

3. 仕事と生活の両立に向けた環境の整備

（１）子育て支援、介護等に係る制度の周知徹底及び意識醸成

＜全職員＞

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 制度理解の促進など自らの意識改革 育児や介護に係る各種制度の理解促進に努め、仕事と子育てや介護の両立について、自分自身にも関係する問題として考え、自らの意識改革に努めます。	●	●	●	●
② 制度を利用しやすい雰囲気づくり 制度を利用する職員が利用に躊躇することがないように、職場全体として、職員間における担当業務の情報の適切な共有に努めるとともに、該当職員への声掛けやアドバイスを行うなど利用しやすい雰囲気づくりに努めます。	●	●	●	●

（２）時間外勤務の縮減

＜全職員＞

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 仕事の仕方の見直しによる簡素化・効率化 改善する意識を常に持った上で、活用可能なデジタル技術を適宜取り入れながら、これまでの仕事の仕方を見直し、会議の時間短縮、資料の簡素化、既存資料の活用、緊急な業務依頼（調査・照会等）の禁止など、業務の簡素化・効率化に取り組みます。	●	●	●	●

（３）多様な働き方の実現

＜全職員＞

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 制度の活用 多様な働き方への理解を深めるとともに、職場全体の状況を考えながら、自らのライフスタイルに合った各種制度を積極的に活用します。	●	●	●	●

(4) 年次有給休暇等の取得促進

<全職員>

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 業務に関する情報の共有 日々の業務の効率化を図るとともに、年次有給休暇等を取得する職員の業務を処理できるよう、職員間で担当業務に関する情報を適切に共有するよう努めます。	●	●	●	●
② 連続した休暇の取得 ・夏季、年末年始の期間については、週休日等を利用し、できるだけ連続した休暇の取得に努めます。 ・ゴールデンウィーク、お盆期間における会議等の自粛に努めます。	●	●	●	●

(5) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

<子育てを行う職員>

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 所属長等への妊娠の申し出 育児休業等の利用促進や人事上の配慮等のため、本人又は配偶者の妊娠が分かったら、できるだけ速やかに（遅くとも出生予定日の概ね5ヵ月前まで）所属長等に申し出ます。	●	●	●	●
② 子育て支援等に係る制度の計画的な利用等 ・「育児休業等の取得に関するQ&A」等により利用可能な制度を確認し、育児休業等の積極的かつ計画的な利用に努めます。 ・警察では、「子育て支援ブック」等により状況に応じた利用可能な制度を確認し、計画的な利用に務めます。	●	●	●	●

<介護を行う必要がある職員>

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
① 所属長等への申し出 介護を行う必要が生じた場合は、速やかに所属長等へ申し出ます。	●	●	●	●
② 休暇制度の計画的な利用等 長期・短期の介護休暇など、制度の計画的な利用に努めます。	●	●	●	●

<周囲の職員>

取組内容	知事 部局等	教育 委員会	警察	病院局
<p>① 育児休業や介護休暇等を利用しやすい職場づくり</p> <p>育児休業等の趣旨・内容や職場全体で子育てを行う職員を支援することの重要性について理解を深め、職員間での担当業務に関する情報の適切な共有など休業等を利用しやすい職場づくりに努めます。</p> <p>また、介護休暇等についても、同様に利用しやすい職場づくりに努めます。</p>	●	●	●	●